

〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(4)

小井土 守敏・笥 さくら

一 大妻女子大学文学部日本文学科・二 松學舎大学院文学研究科国文学専攻

キーワード：平家物語評判、注釈、翻刻

抄録

『平家物語評判秘伝抄』全十二巻、二十四冊のうち、第七冊「巻第四之上」及び第八冊「巻第四之下」を翻刻紹介する。本稿は、「〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(3)」（人間生活文化研究No.33、二〇二三）の続編である。『平家物語評判秘伝抄』は、江戸時代における『平家物語』研究の実態を知るうえで重要な作品でありながら、現在本作品に簡便に接することができるテキストがない。本稿では、その本文の翻刻紹介を行う。『平家物語評判秘伝抄』研究、ひいては、近世期における「注釈」の研究に資するものである。

一 はじめに

架蔵の『平家物語評判秘伝抄』を翻刻紹介する。本書については、「〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(1)」（人間生活文化研究No.32、二〇二二）の「略解題」、および「〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(2)」（人間生活文化研究No.33、二〇二三）の「注一」を参照されたい。

1. 漢字について、現行の漢字に置換可能なものは、一般的な漢字に置き換えている。

2. 底本には、現在の句読点にあたる印（小さなマル）が付されているので、それらを語法や文脈により、適宜「、」や「。」に読み替えている。

3. 底本には、熟語の間に音読符（中央に縦棒）や訓読符（左寄せの縦棒）が付されているが、これを省略する。また、一部の漢字に濁音で読むこと示すための濁点が付されているが、これも省略する。

二 凡例

本稿では、『平家物語評判秘伝抄』の第七冊「巻第四之上」及び第八冊「巻第四之下」を翻刻する。翻刻に際して、以下の方針をとる。

1. 底本の表記を、ふりがなを含めて、現行の仮名、漢字に改め
4. 底本には、まれに書き入れが見られるが、本稿においては採

用しない。

5・行頭の文字下げや、内容による意図的な改行等の体裁は、底本に做ったが、配字配行までは底本のままではない。

6・丁変わりの表示は、底本の柱に摺られた丁数を用いている。

ウェブ上で公開されている画像データとの照合に利するためである。なお、冊によつては、特に目録について、丁表示が空白の場合もあるが、そのままとする。

7・底本に載る図については、その挿入箇所画像として掲出する。

8・底本が虫損等により判読困難である場合、国文学研究資料館の国書データベースに公開されている同版の画像を参照する。

三 翻刻

平家物語評判 卷之七

(外題)

平家物語評判秘伝抄卷第四之上目録

厳嶋御幸

還御

源氏揃

鮑ノ沙汰

信連

高倉宮遠城寺入御

競

(白)

(目録オ)
(目録ウ)

平家物語評判秘伝抄卷第四之上

厳嶋御幸

治承四年正月廿日に、春宮御袴著、并御摩那始とて、目出度事ども有しかども、法皇は鳥羽殿におしこめられさせ給ひ、御耳のよそにぞ聞召ける。二月廿一日、主上異御恙もわたらせ給はざりしを、押下たてまつりて、春宮踐祚有ける事

評曰、それ日本は小国とは申せども、神国の縁記をかんがへみる時は、唐土天竺にもおとるべからず。三国の開闢を論ずるに、日本(一才)をもつて始とす。故いかんとなれば、天竺の劫初と云るも、纔日本天神第七代の比にあたり。過去七仏の出世も、天神六代めに当り、天神六代目の尊、面足惶根の尊の治世、神代の記録を見る時は、二百億万歳のうち、百九十九億九百九千三七万三千年とするせり。釈尊は地神五代のすゑに当て出世し給へり。唐には盤古王をもつて始とすれども、是も日本の地神第四代の末に当れり。されば三国は、日月震の三光を像。此国は日神のつかさどりましますによつて、(一ウ)日本国といへり。天竺は月神をつかさどるが故に、月氏国と云り。唐には星神をつかさどる故に、震旦国といへり。されば三光のうちには、日をもつて根本とす。是即本朝の国徳貴事知ぬべし。其上天神七代の第一神、国常立尊と申奉るは、根本無相の神にて、名もなくかたちもましまさざりしが、かりにあらはれ給ひて、天地靈性を顕給へり。故に万物は変ずれども、この神は変じ給はず。縦天地はやぶるゝとも、此神は滅給はず。故に大空一虚大元尊神とも申奉り(二オ)陰陽にもはかりがたきは此御神也。手をき足のふむところ、悉この神の御恩を蒙らずと云事なし。此故に是を、無量無辺無始無終不変常住の神代とは申也。それよりこのかたは

り来。地神五代の末後、ひこなきさたけうがやふきあはせずの
こと、第四の御子、御位をつがせ給ひてより、人間の世の始とは
申也。是を神武天皇と申奉りき。それより以来人皇八十代、高倉
院迄、武将として、上をはからひ、我意にまかせて、御位を押し
奉りたる様(二ウ)少し。かゝる貴き御位は、天地のうちに類
る物なし。末世濁乱の帝と申とも、神代の始、国常立尊と同
御事也。然を下として、計例なき法を行のみならず、天地の礼
義を破もの也。かゝる悪行をなす時は、いかんぞ終天罰来らざ
るべけんや。いま春宮を踐祚なさしめ奉り、その身外祖の位を極
末代の名譽にせんとおもふと云とも、悪の一字を上にかるゝ時
は、縦いかなる位にすゝみ、又は十善の帝王と成たればとて、そ
の行迹たゞしからず。不仁不徳にして、悪(三オ)行多き時は、
後世に必悪王悪大臣とよばねば、何の位もよしなかるべし。さ
ればにや清盛、其官大政大臣に至り、外祖父と仰れ、唯三后の
宣旨まで蒙ける事、まことに超過の位なれども、人の心中には、
子息小松重盛の百分の一つも諸人たつとまず。然は不義の官職更
に益なき事を知べし。故 後代の人、徳をもつて其位を得、徳を
以其禄を得べし。一生は夢のごとし。其名は末代天下に残る。か
りの小欲にくらまされ、まつだいの恥をうる事なかれ(三ウ)
伝曰、治承四年二月十五日に、上皇ひそかに鳥羽殿へ、桜町中納
言重教卿をもつて、仰遣されけるは、世はずに角まかりなり
候上は、御運とてもたのもしからずと覚候、この度熊野辺へ詣候
て、それよりはいづちへも身をかくし、籠居仕候べき由申まいら
させ給へば、法皇きこしめされ、是重々不慮のけつかうたるべく
候、先今禅門が心をおしはかりみ給へ、一天の下には上なきふる

まひ、これ天下の憎嘲哂処にして、其身過災を求と見えたり、
東の武士も、所々に事を(四オ)たくむの由告しらす事、是々
わたり候間此上は暫、禅門が心をととり、威儀を全し給て、老
皇が労困を助おはしますべし、先其御謀には、彼が信ずる処
の、敵鳴へ詣まし候にしくべからず、其外委事共は、中納
言に申含畢とあそばしつかはされけると也。故に上皇、敵鳴御
幸、是其時を延謀也と云
伝記に、治承三年五月下旬に、藤九郎盛長北條三郎をかたらひ、
京都の景氣を窺はしめんと儀す。兩人相ともに約して、大福と云
商人をかたらひ、上京せしめ、六波羅(四ウ)并禁中の風をきか
しむ日記
京中の上下、小松大臣失給ひたる事、平氏の運命つき、天下近く
破るべきのしるしと、沙汰する事、狗うつ童に至る迄、つぶやき
のゝしる事
前右大将宗盛卿の与力の人々は、小松殿うせ給ふを歎ざる由、
是は平氏の世、大将殿より外に争べき人なしとて、奸者よるこび
さゝやく由の事
九月一日午刻に、賀茂川、黄水となるとて、京中の上下走廻る
者多し。多分虚説の由也。(五オ)
就其か様の事、天下の乱相のよし、安倍泰親占有由之事
六波羅よりして禁中へ、ひかりもの飛行事、夜に三度つゝ有よし、
風聞まちも也。某一夕相待うかがふ処に、其しるしみえず。
入道相国、福原に閉門して有けるが、内々軍兵の用意仕よしの事。
入道相国、法皇を恨奉る心あり。同法皇も、相国をうとみ思召
るゝ由、洛中風聞有て、さはがしき事、故に日々の雑説区成事。

同七日に、少将成経、関白殿へ申されしは、入道（五ウ）相国、殿下を遠流せしむべき企有と云。是によつて禁中又騒動之事。源三位入道、所勞のよしにて、籠居といへども、是隠謀の気色たるへき由、心有者目尻にかくる事、殊に日来より取分その気色有由の事

同九日の晩に、三条の重綱がもとへ立行ければ、重綱ひそかに人を退、某に向て、関東の事を問。某偽て、北国に一揆のものをし有由を申処に、重綱申けるは、近く兵乱有べき事、しるし有。いかにとなれば、源三位頼（六才）政、高倉官に参て、謀叛有べき由、諫奉ると、風聞是有由を申す

洛中諸人の推見には、明年は主上に御位をすべらせ奉り、東宮を御即位なし参せんと計略、相国の存分たるへきよし、なへて沙汰申事、以上しるしとゞめ、帰て頼朝の披見に入奉ると云り

右之計謀、皆頼朝の作略也と云り。およそ明将時にあはざる時は、其志を信にして、智謀内にふかく、天下の時勢を悟て、大計内に定時は、必時至て天下を保もの也。（六ウ）

還御

還御の時、鳥羽殿へは御幸もならず、直に入道相国の、西八条の亭へ入らせ給ふ事

評曰、主上はよのつねにはすぐれおはしまし、孝行の御志も御坐ければ、このたびは幸に、まづ鳥羽殿へ御幸有べき事也。然に、西八条へ入らせ給事、礼にも義にも孝にも、欠させ給ひたる御事なるべし。譬このたび、鳥羽殿へ御幸なる時は、入道相国の心に疑憤など有べき事をかねさせ給ひて、鳥羽殿へ御幸ならずと申とも、さやうに、一天の君、御威光なきがごとく（七才）に、

世を治なし給ふ事、是又本意にあらず。尤此事伝記を見る時は、いつくしま御幸よりして、みなもつて入道をすかし思召御謀也と見えたり。縦御策なりとも、鳥羽殿へ御幸ならざる事は、清盛も推し悟べき事也。さればにや世々の人、時の風俗におしうつり、其家を治る謀をなすとは、みな疑の心をもつて、万事を執行、音信べき人にもとづれず、賄すまじきかたへも賄を送、その身の位は高くして、位なきものにも詞を謙、人をなつけんとほつしては、たゞ詞をもつてすかし、（七ウ）兎するにもさきを疑、角するにも先を疑てのみならずよつて、却而其事つくなふ人に、其心根をさとられ、万事の用意みな徒事となり、あまたの人力財宝を尽て、家の煩を長ずる事有。是皆信実をしらざる故也。張良陳平もはかりがたく、亮明孫子も及がたき、甚深の大謀有事をしらず。明暮心を苦め、財祿を費し、却て敵に謀らるゝ事をしらず。さればかやうの人をば、愚将とやせん。又良将とや云べき。能々心を廻て、謀道の源有事を伝受おはしませ（八才）

伝曰、今山門三井寺に、同心せざる事、是小松大臣の徳によると云。いかにとなれば、大臣常に天下の大事を心に懸給に、公家、当家を亡さんとする時は、必山門と三井寺をかたらふべし、此両所同心せば、必事難義たるべしとおもひ給ひ、先三井寺と山門と不和なる計略有。次に山門は大勢なれば、常に交をちかくし、心をかたむけ、恩を施し給へるもの也。故に此時、山門平氏に敵せずと云。兵法曰、親時はこれを離と云。さうじて末世に至ては、仏法一流、其宗一和して、人の心をとるかたふくる事多し。（八ウ）故に五々百歳に至らば、必沙門よりして、天下をかすむ

る事多かるべし。故に其一しうよりわかれて、諸宗毎に又別宗有。是必又後代仏法の守護と成べし。内外権実難行易行頓経漸経、すべてかたくなに捨、偏に執事なかれ。いづれも立置給ひて、只二つながら驕る制法を加へ給ふべきもの也

源氏掬

蔵人の左衛門権佐定長は、今度の御即位に、違乱なく目出度やうを、厚紙十枚ばかりに、文章を書いて、入道相国の北方、八条二位殿へまいらせたり(九才) ければ、恵をふくんでよろこばれける事。

評曰、定長、天下の大奸人たるべし。先今度の御即位は、天地開闢よりためしなき悪行也。故いかなとなれば、祖父法皇をば臣として押籠奉り、主上、今年二十にならせ給ひ、何の御恙もわたらせ給はざるに、おしおろし奉り、三歳にならせ給ふ太子、御位につかせ給ふ事、天下の歎、天神地祇、大小の神祇、いづれか是をよろこび給ふべけんや。然るを定長、文字文章をつらねて、是に過たる悦なしなど、申ける事、是たゞ利欲のたよりを得んがために、(九ウ) 平家に諂るけいはくの者也。されば世々の学者、生れ出しより以来、心をみがき行をたゞす事をば、一日片時も是をなさず、たゞ明暮文字書巻をのみ学し、此事をのみ広くおぼへ、異国本朝のむかし物語を習知て、他人の是非を纒に見しり、是を己がまことの智となし、我学道をえたりと思ひ、爰の花を詠じては詩をつらね、かしの景気を見ては序記の文章を綴、無学の耳をおどろかして、己が一笑を快とす。然ども彼詩歌の文、更に聖門の本意に(十才) あらず。或は木に竹をつぎ、糸に金をつなぎ、水に火をまじへ、冬草木を茂らせ、夏雪霜をふらせ、山なき里に山をあらしめ、水なき野に波をおこし、かやうに縁なき文を

きれぐとなし、漸一章をつらねたりといへども、其章の内に、一句も其文の要文発明の智見なく、たゞ世上の戯言のみにして、後代世のため人のために成ぬべき事、一句もなし。さればかやうのものは、名聞利欲取分多き故に、其利欲の為に様々の事をたくみはかる。この故に無学の凡夫(十ウ) 惑されて、却て誠有人を、そこなひ失事有物也。無智無能のもの、申偽をば、いかに小人といへども、とりあげざる事有ものなれども、学文など有もの、申偽は、其能に心憎て、必小人まどふもの也。此故に兵書にも、かやうの者を家の煩也として、ふかく是を禁置たり。新安朱喜、大学の序文にこの事能し給ふといへども、俗をもつて俗をみるがゆへに、泥をもつて泥をあらふがごとし。されば張子が曰、俗儒の学は功を用て勤を過すといへども、道に暗と云り。この故に、我いかほど(十一才) 文字書巻に達しぬればとて、必学道を得たりなど、思ふ事なかれ。唐にも我朝にも、名を得たりける詩文者、東坡山谷も聖学とせず。唐の韓退氏、宋の鷗陽永叔が類も詞章の学者なりとて、終に唐にても、聖門の流につらならず。然に末世に至て、本朝の学者、必是にたかぶりおもふ事なかれ。予古有里に歩行ければ、珠勝ぬ花の下に、竹筒もちならべ、僧俗あまたなみみて、思ひぐに筆をそめ、文詩を綴気色ありぬ。予暫立やすらひ、彼詩文を聞居たれば、心々の詞(十一ウ) たくみなる中に、今日は堯舜の御代にも勝て閑なるなど、つらねたる詩有。此人の心に、堯舜の御代を、角迄いやしめ思ふには有べからざれども、治りなひく御代の道、民の心をしらざるが故にや、かゝる事をばつらねたるらん。誠に古の詩をかんがへみれば、詩中に禪有て其心ふかく、世人の為ならずと云

事なし。さればかゝる人の文章は、聖賢の徳をも却而けかす害となれば、天いかんぞいかり、神如何ぞかんおうおはすべけんやおもひければ、俄に空かきくもり、気色つねならず。有し(十二才)ほどに、あたりちかき賤の屋にやどり、しばし跨躰間に、雨車軸のごとく、稲光しきりにして、かみなり、鳴わたつて、彼花下に落て、あまたの人生命をうしなふ事有し。折自然と云ながら、彼詩文どもの事をおもひ出し、一入おそろしき事におもひ侍ぬ。

この故に末世の人、能々学道の本意にもとづき、及ばずといふとも、大道をたすけん事を欲し給へ

去程に一院第二の皇子、茂仁親王と申奉るは、御母加賀大納言季成卿の御娘也。三条高倉に御坐ければ、高倉の宮とぞ申ける。去(十二ウ)永万元年、十一月十五日の暁、御とし十五にて、忍出給ひ、近衛河原の大宮の御所にて、ひそかに御元服有。治承四承には、御とし三十にそならせ給ひける。源三位入道頼政、ある夜ひそかに、この宮の御所に参、申されける事こそおそろしけれ。譬君は、天照太神四十八世の正統、神武天皇より七十八代に当らせ給へり。然は太子にも御立、位にもつかせ給ふべけれども、三十迄宮にてわたらせ給ふ御事をば、御心うしとは思召れ候はずや、早々御謀叛起させ給ひ、平家を亡法皇のいつとなく、鳥羽殿におしこめられて(十三才)わたらせ給ふ御憤もやすめまいらせ、君も御位につかせたまふべし、是偏に御孝行の至にてこそ候べけれ、君思召たせ給ひて、令旨をくだされ給ふ物ならば、悦をなして馳参らん源氏多く候べし、入道もとしこそよりて候へども、若き子どもあまた候へば、引ぐして参候べしとぞ申ける事

評曰、頼政、高倉の宮へ謀叛をすゝめ奉る事、尤此時平氏ほろぶ

べき時也といへども、又亡ぼすべき勢弱し。故に兵法時をしるといへども、勢をしらざる時は、兵をおこして(十三ウ)必利なきもの也。されば太公曰、それ兵を起の道、天道を見て、次に人道をみるべし、天道災なくは、先いざなふべからず、次に人道の災なくは、先はかるべからずとも云り。それ天道をみるといふは、

其品三つ有。一には寒暑、時ならず大風、霖雨洪水、大旱旗雲客星などの怪しからぬ事有。二つには年月辰曆皆天官の悪辰、并に卜筮などの道也。三には神社震動異形化身是也。以上の禍世に多して、次に人道に禍有事四つ。一には高官大禄の身においてさま／＼の災難多く、二つ(十四才)には天下の賢徳亡失、良臣忠臣官禄を剥られ、三には五穀高直にして、有情の者飢饉におよび、牛馬病死して、民家に放火しげく、四つには同位争志有て、世上に種々の不思議を沙汰する時は、是まさしく兵を挙げべき時なれども、我勢いまだ不足なる時は、必一旦かなはざる事有もの也。故に先よく、己をおさめ、我、彼敵に負さる道を計見て、次に兵をおこす時は、必しさい有べからず。然に頼政、時をのみ知て、をのれ負ざる謀なし。故に終に其益なかりしもの也。このゆへに兵法、(十四ウ)よく此所に心を付、勝負の源を極て、終の大功を達し給へ

或人問て曰、兵を起に時勢を知べき道如何

答、上智は太公か書に悟り、中智は孫子が書に悟り、下智は呉子が書に悟り、無智はしる事あたはず。問、太公何をもつてあかすや。曰六韜のうち、発啓の篇に有。始に三才をあかし、次に又人をとり、人を得の大門を明す事四道。次に其勢を得る道を説。眼を付て是を悟れ。問、孫子何をもつて是をあかすや。曰、五事七

計によつて是を見よ。問、呉子何をもつて是（十五才）を明すや。曰、それ呉子術只己を知の道を専とすとといへとも、己を治るの道安きにあらず。軍起の五事によつてさとれ。問、公今何をもつて是を明すや。曰、心をもつて是をあかす。問、心を用事如何して時勢を知べけんや。答曰、時を知るものはなんぞや。只是人の心智是を知もの也。時勢は外に在。智は己に在。其心を明らめずんば、智、生ずべからず。故に明心を伝説して、時勢の外にある道をさとらしむ。三教の巻に有。眼を付て悟給へ（十五ウ）

高倉の宮に、頼政謀叛をすゝめ奉りけれ共、宮、此事いかゞ有べきと思召ける処に、備後前司季通が子に、少納書維長と申者、勝れたる相人の上手にて有けるが、此宮を見参せて、位につかせ給べき御相御坐、相かまへて天下の事、思召すてさせ給なと申ける故、思召立せ給ふ事

評曰、夫天下を保事は、只仁徳の厚によるべし。然共、秦の始皇ごときの悪王も、一度は天下を掌に握る事有。是併、六国のあるじ、不義不徳にして、国の政よこしま成し故に、始皇天下の主となれり。爰をもつて（十六才）みる時は、六国の主の徳、始皇におとるゆへ成べし。其外又、不徳の人世を保事有ども、先王の徳によつて、其代をゆづられたるが故に、其者不徳なりといへども、一生の間其天下を、事故なく保たる事あり。故天下を保事、必徳によるべし。いかなぞ人相によるべけんや。是皆奇怪の道たるべし。然るに宮、維長が申によつて、天下の大事を思召立ける事、御智恵愚に渡らせ給ふもの也。唐土天竺にわたりて、戦をなすべき道さへ、今日みかたの強弱をしり、（十六ウ）其勝負を決すべし。況是は同国のみならず、同所にして事をた

くむ道なれば、明に事の始終を勘給ひ、審に得失を計て、其理に乗じて思召立べき事也。如何ぞ是ほどの大事、かゝるあやしき道を頼として、兵を起べけんや。さればこのところによつて、始終の勝負を勘見時は、宮、御利運なかりける事理にあらずや。この故に末世の人、いまだ戦はざる時の勝負、事々に有事を悟給へ。然といへども人相と云事、其伝なきにしもあらず。畠山の重忠は四相をさとり、悪七兵衛景清は、二相を悟と云事（十七才）有。是必なき道にはあらず。然ども此事陰陽師などの、人の形によつて、善悪をいふ類にはあらず。故に今爰にしるさず。是大謀の要伝也

高倉の宮、新宮十郎義盛を召て、藏人になされ、行家と改名して、令旨の御使に、東国へくだされける。行家、仰承て、四月二十八日に都を立て、近江国より始て、美濃尾張の源氏どもに、次第に觸てくだるほどに、五月十日には、伊豆国北条ひるが小嶋に着て、流人前右兵衛佐殿に、令旨を取出て奉る（十七ウ）信太三郎先生義教は、兄なれば給らんとて、信太の浮嶋へ下る。木曾の冠者義仲は、甥なればとらせんとて、山道へ赴ける。爰に熊野の別当湛増は、平家重恩の身なれば、何として聞出しけん、新宮の十郎義盛こそ、高倉の宮の令旨を給はつて、既謀叛を起すなれ、那智新宮の者どもは、定て源氏の方へぞつきしたがふらん、たんそうは、平家の御恩天山蒙たれば、争か背奉るべき、矢一つ射かけて、其後都へ子細を申さんとして、合戦に及ぬる事

評曰、湛増血気の勇と云べきもの也。誠に（十八才）平家へ忠義を存る時は、先早馬をたて、片時も忠進を仕べき事也。次に己が領内を治、上下をふれあつめ、城柳をかまへ兵糧を用意して、

討手の仰を待べきもの也。其上高倉の宮都にましますうへは、東国北国にも、いかなる謀叛人が有べきなれば、先ひそかに忠進を致てこそ、平家、事を計に宣かるべけれ。然に湛増、無用の兵をあげ、平家へきこえの忠をむさぼり、けつく軍にはしまけて、忠進をなす事、是却て不忠の道となる事有。故に人としては、たとひ（十八ウ）かゝる大事にあらず、朝夕ともなふ朋友の間成とも、其人の不思議を聞出す時は、いかにも窃にもてなして、はやく其人にしらしむべし。あはて、他人にもらす事なかれ。況や天下の大事など聞出す事有とも、よく／＼思慮をめぐらし、卒尔に云ひろむべからず。世にはいかなる虚言も有べし。よしなき卒尔の一言をもつて、多の人を害する事有時は、是誠につしむべき事にあらずや。故にみだりに用る事なかれ

伝曰、能登守教経、源成老翁に問曰、譬平氏（十九才）のごとくなる敵あらんに、又高倉宮のごとくなる人有て、義兵を挙げ、かくのごとく成事を計時は、其謀成就し功を遂る事あらんや。老翁曰、今、宮の御誤をもつて答べし、先このたび御謀叛を宮の思召立せ給則ば、先諸国に令旨をめぐらさるゝ事非也、只平氏長本の人々の心を取、和交の謀をめぐらされば、必敵其謀にのせられて、したしみを生ずへし、されども其身私欲の心に求ずして、寄処触所の品々迄、わたくしをすて、人を救御ふるまひあらば、（十九ウ）世の人をのづから、此宮を主たらしめん事を思ふべし、然らば山門の大家を傾られ、其志をふかくし、策心になかなふ時は、なにとなく山門へ御引執有、義兵を挙げ給べし、其時に近国よりはやく令旨をつかはされば、馳のぼる源氏も有ぬべし、先其事を起に、所地なければかなはざるもの也、又其身に権威を求ざ

れば、人付ざる物也凡兵を起の法、威権をもとめて、所地を得、次に人を求めるもの也、右の計略なきが故に、此事かなはざる物也、されどもこの事は、多分関東（二十才）に、心有武士有て、此計略をなして、諸国に令旨を下させまいらせたるもの成べし、一大事の御時也、つしみ有べき時也と申ければ、はたして是は頼朝の謀也と云。此理をもつてみる時は、頼政の智謀と、同宮の御智略不足と謂つべき乎

鼬の沙汰

治承四年五月十二日の午刻ばかりに、鳥羽殿には、鼬夥くはしりさはぐ。法皇、近江守仲兼をもつて、安部泰親に勘させ給ひければ、三日のうちの御悦、又御嘆と勘へ申。（二十ウ）勘状をもつて参ける処に、鳥羽殿守護の武士門よりゆるして入ざれば、仲兼、案内はしつたり、築地を破入て、勘状をたてまつりける事

評曰、それ占を用るの道は、多は小人のみち也。ゆへいかんとなれば、小人は利を好、さいはいを貪。此故に占を用て、偏りにをむさぼり、心の楽とせん事を欲す。君子はたゞ道を守、徳行を修して、利をむさぼらず、幸をはからず。故に占を樂として用る事少し。然ども世の為人の為になる事有時は、いかにも又占を用る事有。或又権謀を心として、心中に大事（二十一才）を思ひ立ものは、常に此事をも用て、時至て策の便に占を用る事有。さればにや君子は占を用て、其占をたのみ悦ばず、又歎かず。心は、譬其占吉事にして、幸有べしと申といへども、其身善をなさざる時は、さのみ計ざる福来べき事、なき事をしれり。此故にさのみ悦事なし。又其占悪事也と申といへども、其身になしたる悪行なければ、さのみ悪事の来らん事有べからざる事

を知らず、強是を嘆べきにあらず。只善に付てもつゝしみ、悪に付てもつゝしむが(二十一ウ)故に、善悪ともに皆福となれり。然ば如何ぞ君子占をのみ専となすべけんや。しかるに法皇、此事をもつはらと愛し給ひ、泰親が占によつて、其心を動し給ひ、吉といふには悦、悪と云には歎かせ給ふ事、是法皇たるべき御身には然べからず。此御心故にこそ、一天の主にて御坐在御身の、かゝる御有さまとは成せ給ふ者なれ。此故に末代の帝王、万事を抛たまひ、先聖の心をもつて、御志となし給へ

信連

去程に宮は、五月十五日の夜の、雲間の月を(二十二オ)詠させ給ひて、何の向後も思召よらざりけるに、三位入道の方より、君の御謀叛既あらはれさせ給ひて、土佐の畑へうつしまいらすべきとて、官人どもが御迎に参候、いそぎ三井寺へ落させ給ふべし、入道も頓て参候はんと申上たりければ、宮、思召わづらはせ給ふ処に、長谷部信連すゝみ出て申けるは、たゞ何の用も候まじ、女房装束に出たゝせ給て落させ給ふべしと申ければ、此義尤とておちさせたまひけり。信連は残て御留守居仕りけるが、みぐるしきものどもを取かくしける(二十二ウ)処に、宮の御秘蔵有ける御笛を見出し、五町ほど落させ給ふを追付奉りて、御笛を参せければ、宮御感有て、我しなば此ふえを棺に入よと仰られ、信連にも頓て御供仕れと仰られければ、のぶつら申けるは、あの御所へ官人どもが参て見候らはんに、一人一人もなからん事は、口惜き次第に存候、その上御所中に信連有とは、兼て人存候処に、今夜はかれも逃たりなどいはれん事、口惜き次第也とて、一人とつてかへし、大勢を引うけ、思ふ様にたゝかひける事(二十三オ)

評曰、御謀叛あらはれさせ給ふよし、頼政忠進仕る処に、思召わづらはせたまふ事、愚に渡せ給故也。かゝる大事を思召立せ給ふうへは、かねてよりかく有べき事を思召て、若願れたる時は、いかゞなさるべきと、兼て評定をさだめさせ給ひ、時節御待有べきもの也。然にこの時に当て、俄のやうに、思召わづらはせ給ふ事、いかんぞ是大事を思召たつ良将とは申べけんや。信連と云勇士なくんば、早此時にうきめにあはせ給ふべきもの也。誠にこのぶつらが才、時に至てよろし。是其心中に勇有がゆへ(二十三ウ)に、難に及といへども、其智、味ずして明也。この故に武士たるもの、勇有時には智くらまず、たとひ平生智有といへども、勇なき者は、時に至て臆病にひるがへされ、必智暗きもの也。されども信連、御笛をもちて参りたる事は、是勇の過たる害とも云べきか。此笛更に大事の益と成べからず。今にも官人押寄なば、信連が心がけ、徒に成べし。次に信連、笛を持て参りたる時、宮、御供仕れと仰られける時に、信連、あの御所に某まかり有事は、兼て世に存候なれば、其夜は彼も逃(二十四オ)たりなど申されん事、口惜き事也と申て、御所に帰りける事、云分は道に当るべからず。いかんとなれば、君の命を背て、私の名聞をもとめんと云に似たり。然ども信連が、此時の働をもつてみる時は、大に忠義に叶へり。あまたの官兵を敗り、其身敵に捕れたりといへども、忠義甚深きが故に、てきも是を哀み、其命を助置たり。されば信連太刀を打おり、敵に生捕れ、六波羅の大庭に引すゑられ、子細をたづねられける処に、あざわらつて申けるは、此程あの御所を、夜々物の窺候を、何事の(二十四ウ)有べきと思ひあなどつて、用心も仕らぬ処に、夜半ばかりに、鎧たるもの二三百騎打入て候

を、何ものぞと尋て候へば、宣旨の御使と申候へども、当時は諸国の強盗山賊など仕奴原が、或公達の入せ給ひたるぞ、或宣旨の御使など、名乗申と、兼々承て候ほどに、宣旨とは何ぞとて切たるにて候、信連、物具をも思ふ様に仕、かねよき太刀をもつて候らはんには、只今の官人どもをば、よも一人も安穩にては帰し候まじ、其上宮の御在所は、いづくにわたらせ給ふも存知まいらせず候、縦知参(二十五才)せて候とも、侍ほどの者、一度申さじと思ひ切て候事をば、糺問に及で申べき様なし、とて、其後はものをも申さず有ける事、勇智少からず。誠にかゝる身となり、天下に敵をなすといへども、其身心中に忠義深ければ、天是をにくみ給はず。此故に清盛ほどの悪将なれども、彼を暫助給へり。この難をさけて、首の座を通ける事、是まことに、刀尋段々壞の不思議にあらずや。この故に人として信を深尽時は、火にも焼べからず、水にもおぼれざる功德、いかんぞなしとは申べけんや。然に末世の(二十五才)人、信実はうすくして、利徳は厚からん事を欲す。如何ぞ其害弥多からざるへけんや。此故に人々、信を長して、偽をほろぼし御坐在

入道相国いかゞおもはれけん、さらばなきつそとて、伯耆の日野へながされける事

評曰、かやうの者を助る事は、権謀の道にはゆるす事有。いかんとなれば、天下いまだ静ならず。所々にしたはざる敵有時は、先彼敵の大根たつべきが故に、其枝葉にかゝはらず、敵なりとも忠有ものなれば、其忠を感じて是を助、功なれども賞をあたへて、諸人(二十六才)の心をと리카たふけ、兵氣を一和せしめんが為に、我にあた有ものなれども、是を助る事有べし。然る心得

なくして、只彼ものゝ勇なるを感じ、愛におぼれて是を助置時は、是婦人の仁にして、其身の害となる事有。或又天下泰平時、仁政を専に施し、国家の長久を計折から、無道不義の逆心をおこし、天下に敵をなしぬる時、其人に与しつかへ、いかほど忠義を尽と云とも、かやうの者をば助る道少し。然に入道の心いかゞ思はれけん信連助られける事、にくからぬ事(二十六才)成べし

競

三位入道の嫡子、伊豆ノ守仲綱のもとに、九重に聞たる名馬有。鹿毛なる馬の、ならびなき逸物有。宗盛卿使者を立て、きこえ候名馬を給て見候はゞやと宣ひつかはされければ、仲綱の返事には、さる馬をもちて候ひしを、このほどあまりに乗疲して候故、暫病らんが為に、田舎へつかはして候と申されければ、平家の侍ども、其馬はきのふも今朝も庭乗してみえ候と、口々に申ければ、扱は惜むと見えたり、憎し(二十七才)こへとて、一時が間に五六度七八度乞れける事。

評曰、それ馬の重宝たる事は、偏に乱世の便に有。太平無事の時には、さのみ名馬ならずと云とも、大かたなる馬にても、事足ぬべし。然に宗盛、人の愛する重宝を、おして乞取給ふ事は、礼にも義にもいやしんずる事なり。其上此人、平氏の嫡子を続で、天下の大將たるべき身の、纒の獣一疋をもつて、故なき人に悪を発し、計ざる悪事をなし、押して乞取たる馬に主の名を金焼にして、様々の悪口を宣ける事、実にかほどの小人世に類あらじ。他人(二十七才)より乞うけたるものを、其送りたるぬしの憎ければとて、其受たる所のものをそこなふ事は、情世人も推しおはしま

せ、五歳七歳の童などの心にはおとれり。かゝる心根のひとならば、兼ても知べき事成べし。然に仲綱この馬を惜み給ひける事、是又愚なる人也。非道の押乞に物あたへざるとは、其人にこそよるべき事なれ。世中無事にして、権威をもつて物をかすめると時は、縦いかなる重宝成とも、惜むべき事にあらず。故いかんとなれば、権威をかりて利欲をむさぼるほどの者の(二十八才)申事、違背する時は、さほどの者なるが故に、彼必讐をたくみなす事ふかし。然ば纒の一物故に、大分の家を失事有。さればこの時の平家の権威有所の奉行頭人の家、其禄百貫の分限なれども、外様千貫の禄有人よりも、其家富り。諸国より在京の武士ども、都にのぼつては、先平家の奉行頭人につとを送る事、彼は入道の前さぬきり人也、是は公達の機嫌よきもの也、それは二位殿心よく思召者也、是は内縁の局、かれは御台の女房とて、権威をかる所の人々には、種々の(二十八ウ)重宝をまいらせて、入道の機嫌を償はんと欲す。然に又彼奉行人、かの賄賂にふけり、能なき者を能者となし、才なき人をも才有とし、忠なきものをも忠をなすといつて、入道の前をとりもてなす。此故不能不才不忠なれども、金銀重宝をもつて、時の執権をまいなふ時は、つとめぬ在番をもゆるされ、はからぬ賞禄を蒙、非義の訟をなすといへども、権威の人々方人有時は理運となる。是たゞ彼奉行頭人へ賄賂をなしぬる故也。この故に平家の世、重盛死去し給ひて以来(二十九才)は、世上の訟、道理非の分ちなく、賄賂ものゝ重き方は勝、軽きかたは負たり。此故に訟に負たる洛中の者どもも、詔に負たりとは云ずして、賄賂に負たりと云り。故に時の奉行頭人、富貴家にみちゝて、わが知行禄の百千万億の財宝を費し、衣服道

具に美々を尽、酒宴遊興にいとまなく、美女姪乱に戯て、公事に怠多し。この故に畿内近国遠嶋のものまで、纒の詔に年月をくり、在京して私財を費す故に、内証ひいきを求めて、多のまいないを送る。然ども(二十九ウ)終其詔さいきよなくして、後々には、彼詔をなすもの、奉行頭人にとりからされ、本国に帰るべき便もなく、都のうちに止て、雑人商人の類となれり。されば樂には限を知らず、慾にはいたゞきの破るゝを知らざる事は、是小人のならひなる故に、権威有人々、樂にらくをかさぬるによつて、かすめ取財宝多しといへども、費所十倍にして、其心まづし。此故に弥、下をかすめとらん事をむねとし、一度に落着すべき事をも、千度百度歩を運しむ。故に天下の(三十才)者はおうとみ、外には恐順といへども、心の中には嘲哂背。あはれ世にいかならん人か、謀叛して此世をほろぼせかしなど、つぶやき云ぬ人なし。然に仲綱、かゝる時節を知らずして、よしなき馬をおしまれける事、是深き心得なき人也

去程に、同十六日の夜に入て、源三位入道頼政、一門の人々、混甲三百余騎にして、館に火をかけて焼上、三井寺へこそ参られけれ。頼政の侍に、渡辺源三競瀧口といふもの有。一人残りともまりけり。六波羅へめして、彼が(三十ウ)むねたづねける処に、平家に降参すべきよしを申ければ、宗盛、彼にたばかられ給ふ事。

評曰、瀧口名有剛の者にて、しかも又頼政の重恩を蒙たるもの也。然に彼一人残りともまる事、是必子細有べし。彼誠に頼政を背て、平家に心有ものならば、この時までよも角て有べきや。疾に平家へ参べし。縦兼ての隠謀を知らずと云とも、その期に望ては知べし。しるほどならばいそぎ六はらへ忠進仕べし。然るに瀧口其故

なく残とゞまり有事なれば、是其(三十一才)心緩がたし。たとへ彼早く忠進なし来ればとて、妄に心をゆるすべきにあらず。然に宗盛、瀧口が泪をなかにして、喩いかなればとて、朝敵には与し候べきと申けるに、其心かたふけ給ふ事、耳目愚なる故也。この故にかやうの者には、先人質を取置もの也。瀧口幸に妻子有ものなれば、彼に守番をすゑ置べきもの也。其上かやうの者には、敵の様子をたづね見て、其申処のしるし相時は、是を賞し、あはざる時は是をはかるべし。然心得なくして、たばからぬる(三十一才)事、愚将にあらざや。されども瀧口、とても平家をたばかるならば、一方の利運ともなるべき事を計ずして、よしなき馬一疋を取て帰りし事、其智不足の者とすべし。命をすて、忠をはからば、誠によき便宜なるべきをや。然どもかやうの謀を尽し、平家をいからかして、軍をいそがせ引受て討べき行にはよろしかるべし。むかし唐、益州の大將、思慮ふかきもの也。故に蜀の大將、益州をわざとあなどり、国の境を越て、女童を押入て、遊興のかり屋(三十二才)を造らせ、民に財宝をあたへては、益州の田地の井水をきりおとさせなどしけるによつて、益の大將怒をおこし、急に戦を起して、蜀にとりひしがれたる様有。故に兵法曰、其怒によつて是をとりひしげといへり。

伝曰、源三位入道思惟せられるは、兵法に云、一陣すでに敗る時は、殘党必全からずと云事有。今平家の勢強。源氏の勢弱し。殊更手合の合戦なれば、初度の軍に利なき時は、必与力するもの有難かるべし。(三十二才)然に先平家を怒かきしめば、必軍の評定なくして、急に敵押寄へし。兼て軍兵を備てとりひしげべし。さらば平家を怒せんには、木下の名馬のあたをなすにしかじとて、

瀧口をかたらひ給ひ、汝平家に降参して、いかにも宗盛が心をなだめ、かれが秘蔵の馬一疋とつて参れかしと宣ひければ、瀧口仰に随てたばかりけると云り

平家物語評判秘伝抄卷第四之上終(三十三終才)

平家物語評判 卷之八

(外題)

平家物語評判秘伝抄卷第四之下目録

山門牒状

南都牒状

同返状

大衆揃

橋合戦

宮御最後

若宮御出家

鶴

三井寺炎上

(白)

(目録ウ)

平家物語評判秘伝抄卷第四之下

山門牒状

山門の大衆、三井寺の牒状の文に、延暦園城寺、門跡二つに相分るといへども、学する処は是円頓一味の教門におなじ。譬鳥の左右の翅の如、又車の二つの輪に似たり、一方闕においては、争其嘆なからんやと書たる文に、憤、三井寺に与せずして、平家に与

力する事

評曰、釈尊一河の流をくみ、其家其身をたつるうへは、其一流をば、縦何の宗成とも、親思ふべし。殊に況此三井寺は、天台一宗（一才）の事也。然るに山門の衆徒、三井寺末寺として、本寺へ向て車の両輪と申けるを憤て、三井寺を捨る事は、弥大なる誤たるべし。末寺破滅に及時は、本寺是を救はずんば、誰やの人か是をすくはん。喩又三井寺、不義不道を行じぬる時は、末寺といふとも、本寺よりは是を禁べし。然は此事、時にとつてさのみ悪事とも申がたし。尤如来の戒法にはもれたりといへども、末世の沙門の風は、たがひに弓箭兵杖を帶し、寺々にも武具を用意し、いかなる出（一ウ）家もたち刀をもたざる者なく、人々俗義の強が故に、武家も公家も恐をなせり。故に宮も頼思召けり。かやうの時代と成来折なれば、宮の御頼有けるに、頼れ奉る事、さのみ憎からぬ事也。然共山門には如来の本法を存知て、みみでらに与力せざる時は理有に似たる歟。されども山門の大衆さはなく、して、平家に力を合する事、是みみでらには劣り。たとひ又平家に与力すといふとも、宮の悪行に極て、平家の政道正く、仏法王法の守護有時は理なれども、へいけ（二才）不道にして、仏法王法を滅する処の悪人に与力する時は、是誠に大なる誤にあらざるや。然に又三井寺の大衆、かやうの心有ものなる事をしらずして、よしなき車の両輪の文、筆者の誤のみにあらず。寺中学者の僻事たるべし。凡兵道の廻文は、先能敵人の心を察し、其心におもひ入るがごとく、事をはかつてつかはすもの也。山門の衆徒、近年取分、我慢偏執の気ざし増上して、利欲名聞の心ふかし。故にみみでらより、宮の令旨をくだされて、山門をすかし給（二ウ）

時は、縦三井寺に与せずといふとも、亦敵する心有べからず。この故に兵法曰、軍国の肝要は、衆人の心を察して、百の務を施べしと云り。然るに末世の人々、一向敵人の心を悟らずして、をのが心に思ふ処をもつて、其謀をなす故、敵速に其氣を知て、却て我を制す。かやうの道にさへ人を引入がたき時は、いかにぞ愚人をして、仏道にひきいるゝ事を得んや。故にみみでら山門とも本義に当らず

伝曰、能登守教経、源成老翁に問て曰、山門の大衆、みみでらと同心せば、事難義たるべし、（三才）其交を避、衆徒の心を傾ん事如何。老翁曰、凡人の心をかたふるには、彼をして賄するにしかず、今山門の衆徒、衣食にとぼし、故に彼悦受べき時也、爰をもつて其心を傾られば、子細有べからずと申ければ、教経、相国に此由申させ給ひて、此計略有と云り。

伝曰、平家の一門、にし八条にうちよりて、三井寺賣らるべき評議区也。知盛曰、山門は内々みみでらと不和也、一味同心する事有べからず、南都に申合するとも、其間沓也、軍兵一千ほど押向守らせなば、互に（三ウ）心を通ずる事能べからず、然ば三井寺法師、いかほど武とも、大津坂本に閔をすゑ、通路をふさぎ食をとめなば、終にはうちより敗ぬべし、先南都へ勢を向べしと宣ひければ、弥平兵衛宗清、五郎兵衛忠清、兩人進出て申けるは、仰尤一義有べく候へども、退て愚案を廻らし候に、是ほどの大事思ひたつうへは、年来の計謀なき事はよも候まじ、南都へ勢を出させ給ひて、若衆徒逆寄に夜討など仕候はゞ、もつての外の御大事たるべく候、次に山門、三井寺と常は不和に候とても、頼み（四才）に仕がたし、宗は一宗と申、仏氏はいづれも一流にて候へば、

時により折によつて、心を合候べし、次に三位入道、老功の武者にて候へば、必案外の謀も候べし、小事の前に大事有と申候へば、いかにも事をつゝし、味方の軍立肝要たるべしとぞ申ける。故に南都へ勢を出されける事やみぬ。山門を弥計傾られけると云り。

能登守、景清に向て曰、足輕の弓、先陣に立るに、敵ちかくかけよせ戦時は、矢をつぎかぬべし、然ば彼等退べし、若事急にかへ立られれば、本陣に崩懸るべし、然らば却て味方の害と(四ウ)成事有べし、如何用べしや。景清曰、惣じて人を用る事、費なき様に仕る事肝要にて候、足輕さきにかけて、弓を射させ候はんに、敵事ともせずかけむかはゞ、一段々々に足輕をたて、さきよりして弓を射させ、左右にひらかせ候べし、平場ならば、五段六段まで射さすべし、さて左右の足輕ども、みなうち物となすべし、中は騎馬武者かけ立、左右は足輕をむかはすべし、此人数だち、鶴翼の備陣と申にて候と云り。

大衆揃 (五才)

三井寺の大衆僉議しけるは、山門は心がはり、南都はいまだまいらず、此事延ては悪かりなん、いざや今夜六波羅に押寄て、夜討にせんと、軍の評議しける処に、平家の折しける一如坊阿闍梨真海、平家に志有によつて、長僉議して時刻を延けるによつて、大衆僉議いたづらに成ける事

評曰、それ軍の評議と云は、先諸大将たるべきものばかり寄合、いかにも窃になす物也。其上敵中に心など通事有へきと、疑しきものあらば、かやうの者をば評議の人数に(五ウ)入べからず。若見えたる色なきに、其者人数に加ずして叶がたき時は、明

日の軍成とも、十日も後に合戦なすべきと、外をば云合て、内証には、定日を心得知べき相図有べし。其上疑しきものあらば、いかにも窃其者にかくし、物見を伏置、自然敵へ内通など成す事あらは、見出し、其使を召取、其様を聞て、彼使の相図を、味方の者に知らせて、使を仕立て敵中へ偽を云つかはし、いかにもみかたの利運をはかり、或は敵に油断をなさしめ、又は敵を引出し討べし。又彼回忠のものをば、窃に罰す(六才)べき事也。是即其敵の謀を知時は、敵の策ヲ我謀となすもの也。故に評談をなす事、能々みかたを知べし。兵法曰、彼を知我をしれば、戦度に勝。我を知ても敵を知らざれば、一度は勝一度は負。敵をしらず我をも知らざる時は戦度に負と云り。然にみみでらの大衆、

并頼政、真海がたばかり事を知らず。其上此もの、疾に平家へ内通しける事をしらざる事、是皆愚なる故也。殊更夜討と云ものは、いかにも窃沙汰し、云出すとひとしく打立もの也。時刻延々なれば、縦敵に内通なけれども、(六ウ)必其色顯るもの也。故に夜討をうつ時は、敵城へ押寄ても、一度に咄とうつて、手に合たるものは、其しるし証拠を持って、思ひ／＼に引かへすもの也。尋常の軍とかはり、惣を待合引取物にあらず。さればみみでらの大衆の大将たるへき人々、并に頼政第一愚なる故有。上下二千にあまの人なれば、五人十人のものゝ道を行には似るべからず。大軍はさのみ早道にはおされぬものなれば、必時刻うつるへき事疑なし。故に昼よりさきへ、物見をしのび／＼に出して、人数を四手(七才)にも五手にも分、物見の相図次第に、順々に人数をくり出し押行べき事也。其上此道山路なれば、殊更夜中には押がたし。松明多時は、火の先敵の知へき事、其心得有べき故に、かやうの地

形などにて夜討に出る日は、月の初六日七日八日までほうつべきもの也。いかんとなれば、此時は宵月夜なれば、月有間に人数を押し出し、然べき所にて待合、月の入しほに押寄うつべし。かやうの心得なくして、道の遠近、時刻の善悪を計ずして、押しせ給ひける事、是頼政の不(七ウ)覚に当るべき歟。此故に軍法、始終其策有て、其謀敵に勝ざる時は、戦ても勝有事を悟給へ。伝曰、或時佐々木四郎高綱、義経に問曰、高倉の宮、みゐでらへ入寺有し時、三井寺の衆徒、并三位入道の計略不足なるが故に、三井寺没落仕候、此時はいかゞ仕て宜しかるべく候や。義経曰、三井寺山上なれば、下より責るとも、輒落べからず、故にやうがいをしたゝめて、六はらの寄べきを待べし、其上南都の返状を聴べし、南都同心する事を聞ば、又世上の(八オ)武士も、年来平家をうとみ果、事のあれかしと思ふ時なれば、又自余にも心を合する者有べし、かくのごとく日ををくらば、六波羅怒てみゐでらを攻べし、両陣其間近ければ、検見を出し、敵の出張の刻をうかゞひ、其跡へ頼政が勢の中より、究竟の兵を二百騎ほどすぐり、二手にわけ、一手は東山の腰より、九条の辺に寄、一手は北よりまはし、七条朱雀のへん、東西より攻寄、町々に火をかけ、六波羅を焼討にせさすべし、敵必斗方をうしなひて、終に敗べし、かやうの時刻に大事有、是を陰(八ウ)戦の術と云り

伝曰、頭の中將重衡の方より、一如坊阿闍梨真海のかたへ、小法師をもつて内通きかせられ、相国の本より、所領の判をとりなどして送られ、日々に通音有しと云り。一如坊姦者の俗法師たり。是を名付て軍魔と云也。凡軍陣にて敵の美を談ずる事なし。故に鬼一が、軍言二つ、云事云ざる事、定ると云り。

山門は心替、南都はいまだ参らず、此寺ばかりにては叶べからすと思召、みゐでらを落させ給事。(九オ)

評曰、高倉宮、みゐでらを落させ給ふに付て、数百騎を引ぐし落させ給ふ事御不覚たり。みゐでら小勢なりといへども、山城なれば、輒落がたし。頼政を大将として、みゐでらに残しをかれ、いかにもはなやかに城をかざらせ、宮は勇力の者四五人召ぐし、南都へ落させ給ふべき事也。然ば南北にて旗を拵させ給ふ時は、天下のきこえ大にして、与力する処の源氏も力を得べし。其上南都は、みゐでらのこらゑ有に力を得、みゐでらは南都の蜂起するに(九ウ)力を得べし。是宮の御智謀、并頼政謀なし。夫良將の進退する事は、唯神にして速なる事を欲す。いかんがして神速なる事を得と云に、先我兵をよく治て、敵の守らざる方に向ふが故に、東西に馳事自在を得たり。譬かりの陣所をとつて、ほりなくへいなけれども、敵輒せめざる事は、敵の思ふに我背によつて也。故に敵東を利せば、我西を責、南を利せば我北を攻。この故に向ふ所利あらずと云事なし。喩みゐでらの軍兵を召ぐし、落させ給(十オ)といふとも、みゐでらにいまはおはしますすが如にもてなし、旗旗をたて、時の太鼓鐘など、常のことくに打ならさせ、いかにも堅固に守体にみせさせ給ひて、落給ふべきものなり。されば愚将は敵に導て、敵を導ずと云り。伝曰、六はらには、大衆夜討の計略相違して、むなく引かへすときこえしかば、若又逆寄にやせんずらん、又南都の衆徒もこゝろにくし、油断してかなふべからず、さらば軍立せよとて、大手の大將軍には、左兵衛督知盛、からめての大將軍には、頭中將重衡、侍大將(十ウ)には、上総守忠清、飛騨景家、越中次郎兵衛盛統、悪七

兵衛景清等、二手に分て、兵数上下三千五百の内、騎馬一千騎と有。是は山法師は、いづれも歩立也。騎をもつてかけたてんとて、尋常より馬上の者多かりしと云り。然共馬に乗まじきものも乗たりければ、一向歩こそまさるべけれどて、京童はわらひけりといへり。

橋合戦

去程に宮は、宇治と寺との間にて、六度迄御落馬有けり。是は先夜御寝成らざる故(十一才)也とて、宇治橋三間引はなし、平等院に入奉り、しばらく御休息有ける事

評曰、六度までの御落馬を、先夜御寝成らざる故也と申事は、大將の非をかくさんが為成べし。いかんとなれば、かゝる折からは、生死のさかい、国家得失の時なれば、いかなるものなりとも、二夜三夜ねざればとて、眠物にあらず。其上数千の大將となり、天下の大事を思召立給ふ身の、眠せ給ふと云事然へからず。一には平生御馬に召れならはせ給はざる故成べし。二には、此宮臆し(十一才)給ふが故ならん歟。さうじてかゝる折から、大將馬なれざる時は、馬のはるびを二重はるびとなし、ばせん息通より貫出し、鎧の上帯にはさみて、乗せ奉るときは、落馬有事なきもの也。大事の時刻をうつし、平等院にて御休息有事、不覚の至にあらずや。故に末世の武士、常に無芸を事として、一度の大事を心がけ給へ。されば末世に至ぬれば、平家の諸侍の有様は、盲猫にひとしくして、用なき事ども多し。或は高官大禄有人は、かこひ数奇(十二才)屋をあまた造り、こゝの手書かしこの法師をかたらひては、所々の茶屋に額をうたせ、けふはいづれの茶屋にていづれの会有、明日はそのちや屋にてたれの御申有、其日はそ

こへ、いづれの白拍子来れり、明日はこなたへ傀儡師こそめせとて、様々の遊興供御をもふけ、明暮是にいとまなきが故に、御内に召つかはるゝ武もたゞ此給仕にいとまなくして、武芸の一つもつとむる事なし。或は又おもひ／＼のどちより合ては、明暮料理のよし(十二才)あしを沙汰し、何の汁はかくしたゝめ、此あつものはいかゞこしらへ、なますは是こそ食よけれどて、是のみ一座の興として、手づから鹿鳥切焼て、名酒数をつくして飲酔ては、本心を忘れ、他人の噂を誹判して、おもふどちのみゆきめぐり、徒に一生をくらす人有。或又顔よく声よき児若衆を集、小うたしやみせん打拍子に、心をよする人も有。又は盤上ばくぢきをなし、或すなごり鷹狩や鹿猿狩に日をくらし、或諸鳥獸を飼、所せきなくあつめ置。小坊主童をせめつかひ、(十三才)是を一世の楽となし、或は連歌俳偈とて、よしなき道を断び、他人のつらねし詞をとつて、己が心のおもひとなし、我が心をつからかし、漸一句をつらねては、世の名聞となす人あり。或は庭の本草を愛し、千草万木集つゝ、明暮是を興ずる人有。適武士に似たる人も馬を愛するとは、馬商人の様になり、太刀かたなを愛しては、利銭の道にかゝはりぬれば、是も同き類に成ぬ。此故に畿内の武士、東国武士にかけ立られ、あまたの恥をとりける事有。(十三才)されば此誤、何の世といふともあらじとは申がたし。能々つゝしむべき事也。武士たる故を心懸、千石の人は万石となり、万石の人は郡を知り、郡を知人は其国を治べき侍の本意有事を心がけ、匹夫の勇を貪事なく、天下に其名を挙げべき事を常々心となし給へ。然といへども、かゝらん時代には、外に其事を悪むべからず。いかに時代におしうつり、唯自是を好べからず

六波羅には、すはや宮こそ南都へ落させ給ふなれ、追かけて討奉れとて、左兵衛督知盛、(十四才) 頭中将重衡、薩摩守忠度を先として、都合其勢二万人千余騎、木幡山を打越、宇治橋のつめまで押寄たり。敵は平等院と見てげれば、関を三ヶ度作り。宮の御かたにも、同関を合たり。平家の先陣申やう、敵より橋を引たるぞ、あやまちすなどよみけれども、後陣は是をもきつけず、我さきに／＼と進程に、先陣二百余騎、河中へ押おとされ、水に溺て失にけり。其後宮の御かたより、大矢俊長、五智院、但馬など、先陣にすゝみて戦ける事

評曰、それ敵を追かけて、兵をすゝむる時は、必先(十四ウ)陣よりの相図を待て、其相図次第に、後陣懸引するもの也。故に相図のしるしを定置、先陣に合戦始る時は、何色をもつてしるしとし、敵退かば、何色をたて、伏兵あらば、何色と、相図の小旗を立てる時は、千里と云とも前後をしる事疑所なし。然に平家の武者押は、何の法をも備ずして、たゞ我さきにと進によつて、引おとしたる橋故に、多の兵を亡事、是大将のふかくたるべし。其上二万余騎の軍兵を、橋道一筋に押向たる事、愚といふにあまり有。この故に兵法、大軍をおし(十五才)行時は、必さきへ案内を遣し、其者に相図を定て、先陣に是をつげば、先陣又後陣に告、次第／＼に告知らすべし。然に又官方橋の上に出向戦ける事愚也。いかにも馬の懸場をあけて、平家の軍兵を招べし。譬、剛者有て、はしげたをわたし来るとも、いかにも敵を引うけて、大勢一度にばつと懸、一揉にもみたてば、むら／＼わたす平家は、討れずと云事有べからず。然ばさつと引かへし、本のごとくに陣をとり、わたす平家を待べき也。其上敵は大軍なれば、急で宮をば南都に

(十五ウ) 落し奉り、暫さへ申べき事也。然に官方、かゝる謀なき事は、頼政の不覚と謂べき歟。五智院の但馬、筒井の浄妙一來法師など、是皆血氣の勇士たり。橋をわたりて向ふ事、類すくなき勇士なれども、敵に智恵付るのみにあらず、是ほどの大軍に、五人十人わたしたればとて、いかんそ軍の利有べけんや。却てみかたの害となれば、血氣の勇たる事、終にはよしなき事を知べし。此故に良將は、人をつかふに時をもつてす。或臆病弱兵を先に立る時は、敵を引出さん(十六才)時也。剛強の兵をさきに立る時は、敵を責べきが為也。譬むかし三国のとき、建安十二年に、袁尚照といふ者、奢谷郡にのほつて戦ひをなす。曹操是を制するに、五月に無終と云所に至けるに、大水出て道を絶す。時に田疇と云者、水上の事を鍊磨して、しかも彼国の、方角地形をよく知もの也。故に是を案内となして、敵陣を望ければ、其備正して、輒敗がたき時に、張遼と云大剛の者有。是をさきに立て戦を成しけり。張遼と云ものは、心なき獣迄(十六ウ)も、恐をのゝく者なりければ、小児の啼を驚さんとは、遼来／＼と云ければ、小児もなきをとどめたり。かほどの者なるによつて、先陣に是をたて、終に敵を敗けり。故に官方にて、かゝる勇士をつかふ事、時と地形を知らざるが故に、よしなき軍をなさせる事、皆是將のふかくとすべし

伝曰、義経、秀平に向て曰、一万の人数を押し行時は、前後の間一日路成べし、然らば若敵先に出張して、先陣合戦有とも、後陣しるべからず、前後左右、互便宜を知事、矢をつぐ(十七才)がごとくなる事如何せんや。秀平曰、惣して多勢を押しには、さきへ段々に案内者をつかはし、敵の去来を窺しむべし、其うかどひし

る事、段々に人を立、梳のはを引がごとくなすべし、さて其便を先陣聞て、しるしをもつて後陣に告べし、たとへばさきに合戦始る時は、赤吹貫をたて、敵出ざる時は白き旗、其外進め退け左右いづれも心を通ずる事、兼て相図のしるしを定置、前後左右より、其しるしを立てしめす時は、矢をつぐよりも心を通ずる事はやし、是を行軍の飛行の法と云。源（十七ウ）家代々の秘伝たりといへども、この度君に伝受なし奉ると云り。かやうの法なくして、敵をかるしめ出る事誤也

源三仰入道頼政は、今日を最後とや思ひけん、長絹の鎧直垂に、科皮おとしの鎧著て、わざと甲をば著給はず。嫡子伊豆守仲綱も、弓を強ひかんため、是もかぶとを着ざる事

評曰、頼政今日甲をきざる事、大将のふるまひにあらず。平時などの上には、最後の合戦には甲を着ずして、面を人に知らせ、末後の軍一合戦して、後代の名（十八才）をとどめんなど、思ふ事よろしかるべし。是さへ信実の勇士とすべからず。孔子の弟子に、子路と云ものは、さいごの合戦に討死する時に、甲のゆがみれば、敵に組しながら、其旨を宣、甲の緒をしめなをして、首をとられたり。是君子は死に至れども、礼義を乱すと云り。孔子のをしへを守とげんとおもふ勇義ある故也。まして頼政は、源家棟梁として、天下の武將たるへき身の、最後の合戦と思ひて、甲を着ざるは理にあたるべからず。合戦（十八ウ）負軍に成て、大将死を極て、衆に先立て、十死一生の合戦を用る事は、又必其時負を極ず、終の大功を待べき物也。

伝曰、次信、義経へ問、平氏先年三位入道と宇治橋にて合戦なし

ける時、橋合戦を、しける故に打負候か、若又爰にて戦はずして、南部に落延候はゞ、橋板少引はなしたる分にては、敵、楯の板をわたし、或は竹木を渡して参るべし、如何仕たるが能御座候はんや。義経曰、此時三つの行有、敵の来事一時ほどの（十九才）間にして、味方落行、先難所にして、落行と云ども、急に追つかれなんと思ふ時は、橋の上に焼草を積、火をかけて橋を焼おとし、扱敵のわたる瀬あらば、其所に向て、人数をたて、十死一生の合戦を用べし、河ばたの人数だてに大事の秘術有、若又みかたの人数も敵とひとしくして、恐るゝ事なく、其間二時も三時もあらば、橋のけたを引きり、みかたの人数、橋より半町、或は一町退て、敵をおびき請べし、敵兵大軍にて、橋の上に重りかゝらば落るごとく成べし、橋桁（十九ウ）の切様に口伝多し、若先に落行て利の有時は、橋に火をかけ速に落延べし、この計に当らざるが故に、官方負と成けるといへり。実もかやうの心得有べき時也。然りと云ども、敵の気をしらざる時は、かくのごとくの謀を知といふとも、用る事能べからず

平家の侍大将、上綱守忠清、大將軍の御前に参、あれ御覽候へ、橋の上の戦は手痛候、今は川をわたすべきにて候が、折節水かさまさり候へば、馬人多く亡候べき、淀一口へや向ふべき、又河内路へやまはり候べきと申ける処に、下野国住人に（二十才）足利又太郎忠綱、生年十七歳にて有けるが、進出て申けるは、淀一口河内路へは、天竺震旦の武士を召て向られ候らはんずる歟、それも我等こそ承てむかひ候はんずれ、目にかけたる敵を討ずして、宮を南都へ入まいらせば、吉野戸津川の勢馳あつまり、弥御大事でこそ候べきとて、忠綱うち入、終に河を渡ける事

評曰、上総守忠清この川を見て、淀一口へや向べきと申ける事、愚才たるべし。忠綱が申けるごとく、若も宮、南都に入らせ給ひなば、輒攻ほろぼしがたかるべし。其上宮方はいかにも(二十ウ)して南都へ引とり度思ふ敵なれば、底意は進気少し。其上小勢也。殊に人馬もうちつぎきたる守に労たる兵なれば、是攻安き折也。然るを手のびなる申分、是たゞ上総守が才の足らざる処にあらずや。然るに忠綱、此河をわたしける事、一かたならぬ功成べし。凡血氣の勇有ものは、いかなる者も此河渡すべけれども、忠綱がわたしたるは、勇智そなはりたり。先此敵この所にてうたざる時は、後日に大事と成べき事を知て、大將軍に、申けるは、宮を南都に入奉らば、吉野戸津川の者ども(二十一オ)馳あつまり候らはんと申ける事、是誠にこの時に當つて、愚人の存処にあらず。此一言いへ共、大なる功とすべし。其上此河を少も恐ず、諸人をはげまし、下知を加て渡ける事、是誠にこのたびの合戦は、忠綱が場と云べきもの也。然ども此者勇士とは謂べし、智士とは言難し。この勇に等き智有ものならば、大将と云べきものにして、一代の行迹かくはあるべからざるもの也

伊豆守仲綱、この処にて討死をする事、止事なき時成べし。然ども父頼政をば、此(二十一ウ)所へ敵の見え来とひとしく、宮に付奉り、南都へおとすべき事也。此時迄留置参せ、討死なきしめ給ふ事、是頼政、子どもの不覚たるべし。頼政最後の歌に、埋木の花さく事もなかりしに、みのなるはてぞかなしかりけるとつらね給へる事、誠に此人若年より歌の道を好み、世にもうたよむ人の数につらなり給へり。実かゝる時までも思ひ出されける事、いとやさしきに似たり。然ども此歌、下の句に、身のなる果ぞかな

しかりけるとつらね給へる事、源(二十二オ)氏一方の大將軍たるべき人の、末期の一句には宜しからず。埋木の花さく事もなかりしに、みのなる果は武士の道と、この心につらね給ひなばいみじかるべき歟。歌の道、其心は、いかなぞ此人には及がたし。故に爰にはたゞ、最後述懐の一念を嫌のみ也。されば人の臨終には、いかなる者も心を正しくして終べき事也。まして武の道にては、死に望てよろこびいさむこそ本意とも申べけれ。嘆悲事、いかなぞ本懐成べけんや

円満院の大輔源覚、今は宮もはや遙に落(二十二ウ)延させ給ふらんとて、みみでらへ帰ける事、是流石沙門故と見えたり。武の道ならば角有べからず。いかにもして宮に追付奉り、終の御ゆくゑをも見届奉らんと思ふべきもの也。是其身一人の血氣の勇のみにして、曾て忠義に當るべからず

右之合戦の評曰、平家軍の利有といへども、此利は真実の利にあらず。いかなとなれば、天下にかたをならぶる者もなきがごとくなる世に、足下よりかゝる大事出来ぬれば、是たゞ平氏の恥辱たるべし。鹿谷にて、新(二十三オ)大納言成親卿の謀叛有ける時に、敵中より回忠の者有て、其事を糺し治たるよりも、此度の治やうは本意にあらざるもの也。次に宮方の軍配、兵法にそむけり。いかなとなれば、水辺の戦ひは、必定る法有。敵、河を渡て来らば、半わたるを待て是をうつもの也。其心は、先向の敵を見て、大河を渡て戦ふべきとおもひ、打入てわたす敵の氣、是強きが故也。其強き氣ざしの敵を、味方川のはたに備て討事かなふべからず。是強きに強きをもつてする時は、却て害有故なり。(二十三ウ)故に馬のかけばを前にうけて、敵半川の端に付たる時、一度にど

つとかけよせてうつべし。其間矢比ほど引退もの也。然ば必利有。いかんとなれば、わたし来る敵、川中にては何事をもかへりみず、一筋に川をわたして、此方の岸につかんとのみおもへり。故にこの時、川のはたに出向ては、是を制し難し。敵、岸に付ぬれば、諸人の心、大河を渡たりと思ふ心有によつて、其氣に怠事、川中の氣よりも、少たるみ有故に、その氣のたるみ討時は、必利有。又川中の敵（二十四才）は、水中の事なれば、弓矢も太刀長刀も用事かたし。故に此所を討時は、必其利多し。されば兵書にも、半渡をうてとはしるせり。然ども是又一概に心得べからず。河を越来敵、大軍にして、然も其氣精つよく、味方の氣情弱き時は、いかに半渡をうつたり其利を得る事叶べからず。故に水辺の軍には、飛籠、飛橋、雲梯、車梯、流橋、綱筏を備て、敵にむかふ時は、いかなる大川也と云とも、其害有事なし。此故に兵法、其備なく、その具物なき時は、王者の兵にあらざると云り。（二十四ウ）故に官方の兵法道に当らざる事を知べし

鵠

頼政述懐の和歌にて、正下の四位に上りし事、尤この人、代々の忠功他に異也。然を昇殿もゆるされずしておはしければ、其志あはれと云べし。同又三位を望て、重ての和歌、あこぎのやうにきこゆ。心様はづかし。されども慈悲は上より下るところそ見えたれ。三位に成給ひにき。兵法曰、是をたつとむをもつて、爵と云り（二十五才）

変化の物に三つの品有。一には心変化、二には氣変化、三には情変化也。心変化とは、人の心悪情甚によつて、心中に常々悪事のみ思ふが故に、其悪事心のかげとなつて、外に物なしといへ

ども、我心中にはたしかなる形見えて、さまざま驚さはく物也。二に氣変化と云は、天地の時により、陰陽のめぐりとごほる時有。陰陽不順なる時は、或は草木に病つき、或は人馬の疫癘はやり、なにもなき所なれども、さまざまの虫獸生る事、是天地の氣のなすわざ也。陰陽相たゝかふ時は、空中に光物生じ、或雷電など（二十五ウ）する物也。是は氣形をもつてなすがゆへに、自然と異形のもの生ずる物也。三に情変化と云は、或は人の心愚癡の情なるものは、畜生の心に通じ、又執念ふかきものは、死しても又、執念のふかきものゝ心と、其氣通ずる物也。故に其執情相通じてさまざまの事をなす。亦孤疑心とて、疑の深きものは、野孤の心に通ず。此疑心其便有所に通合して、さまざまの事有もの也。世間に孤つきと云事、孤疑より生る物也。此三つの理より、変化のものと云事生る物也。一天の君として、変化のものにおそはれさせ（二十六才）給事は、不徳の者故也。然ども病の事外感内傷二つ有といへども、七情によつて内調ざる時は、必外邪其虚に乗じて、入と見えたり。故に上古の聖人といへども、其愁なきにしもあらず。むかし黄帝御悩有ける事有。西南に当て猿山と云山有。又東北に当て、虎山といふ山有。此山より黒雲立て、御殿の上に覆ば、必おびへさせ給ひける事有。其時岐陽山より岐白といへる仙人来て、時の鐘をつき始めてより、黄帝の御悩急にやみけりと云り。故に時の鐘をつく事、朝の卯刻より（二十六ウ）四つの時迄は、申と云支に當る迄つくが故に、六つ五つとつく也。又昼の九つより暮の六時をば寅と云支に當る所までつくが故に、九つ八つ七つ六つとつく也。夜の時も亦以前のごとし。是陰陽二氣の祭と見えたり。委は運氣十干十二支の篇によつて悟給へ。

頼政、矢二手もちける事は、一の矢をば変化のものを射、若射損ずるものならば、左少弁を射んと存る事非也。左少弁、頼政に意趣有て、此人をさし申たるにはあらず。其身不知なるが故に、かゝる事を申されたれ(二十七才)ば、如何ぞ意根に存すべき哉。其上頼政未小智の人なるによつて、変化のものと云事をしらざる故に、左少弁に意根をば思はれたり。実に事の理明了なる人ならば、如何ぞ左少弁に意根をは生ずべけんや。此変化は、気変化と、又心変化通合なしたるもの也。正しく鶴がたゞなかを射て、主上の御悩、急に平愈おはします事、智を以て知へし

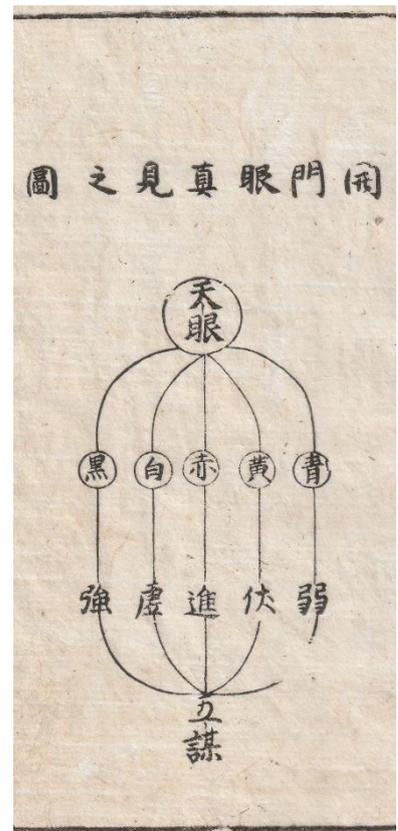
三井寺炎上

評曰、みみでらの衆徒、朝敵たるうへは、その(二十七ウ)張本を召捕、其罪の軽重によつて、死罪遠嶋あるべきもの也。先三井寺の衆徒へ申べきは、普天の下に有、主土に身を置もの、何そ院宣にしたがはざるべけん、然に三井寺、王命を背のみならず、刺朝敵とくみし、乱逆を起す条、其罪少からず、是衆徒の張本、仏意を守らず、妄に貪欲不義を事とする故也、一人不道なれば、衆人悉、そこなふ、故にこのたび其張本を扞出し、六波羅にわたさるゝにおいては、相残る衆徒住寺する事あるべからず、子細若此旨を背、不道に与し、(二十八才)王命を軽ずるにおいては、軍兵をもつて攻られ、共に衆人をも罪過たるべし、然らば梵宇佛像に至る迄、焼脚あらん事歎敷事也、寺の破滅多衆の害を存せば、張本速に出して、罪を謝すべしと、委細に申つかはされ、其上衆徒の返答によつてせめらるべし。諭又せめらるゝと云とも、寺中炎上の事は、是大将軍の誤、平氏の驕より生る物也。必後に天災有べき事明也。故に兵法、治国民の道を学し給へ。或人

問曰、国治る時は民安し、兵を用る時は、法(二十八ウ)を立る事如何。答、古人所々に此言を云り。然といへとも後世の人文字に惑て終り了せず。今又愚、古聖の心をとつて一篇を述す。此言によつて悟給へ

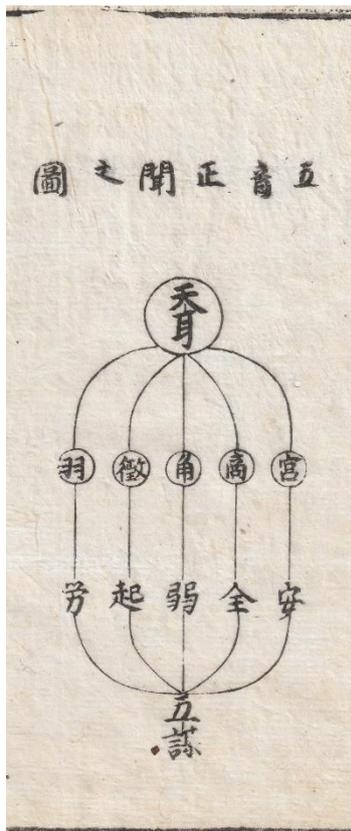
第一明心

夫万法の始終は心の生滅に在。況天下治乱猶一心の邪正による。仁道心をもつて明むべし。義道はもつて心を明むべし。孝道は以心を明むべし。然に軍法においてをや。故に学は心を明むるより実なるはなし。悪事は心の暗より大きなはなし。こゝをもつて心を(二十九才)明むるを万法の根元とす。それ心を明にすると、本心と妄心と、自覚悟して、妄心に惑ず。本心をもつて事をなすを正道といふ。もし自覚悟する事あたはずんば、速に師を求て、教によつて是を了せよ。是又壁にむかつて心をもつて心を求る道にあらず。唯人々日用の事業において、曲心を悟て直心に帰す。凡本心とは、眼、色を分つ事天の明方なるがごとく、万形味ざるを、天眼本心と名付。故に善敵の五変を見、味方の進退を見る事、天の清明なるがごとし。若心眼に暗き時は、色を見て(二十九ウ)惑、形を見て疑、此故に敵に転ぜられ、謀に随て、其軍終に敗らる。是を妄心の凡下とす。故開眼の法、是軍法を学するの源にあらずや



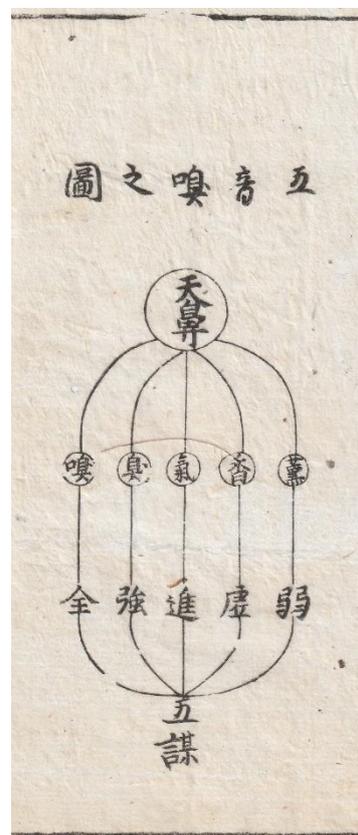
(三十才)

耳音を聴事天下の五音のごとし。誉、謗、愁、喜、怒、の音声に心を惑す響に應じて耳心を用るを、天耳本心と名付。故に能天下の言を聴。天下の訟を聞。三世の治乱をきく。いはんや敵国敵陣の中においてをや。故に其音に乗じて敵をはかり、事を糺す。音とは是、非管、非鼓、非鐘無音をもつてこれを知。調子天下に響て、其虚実を頭す。故にきかずと云ところなし。若心耳に暗きときんば、或喜怒し、或疑、或乱。是故に敵に転ぜられ、其軍終敗らる。是を名付て妄心の凡下とす。(三十ウ)



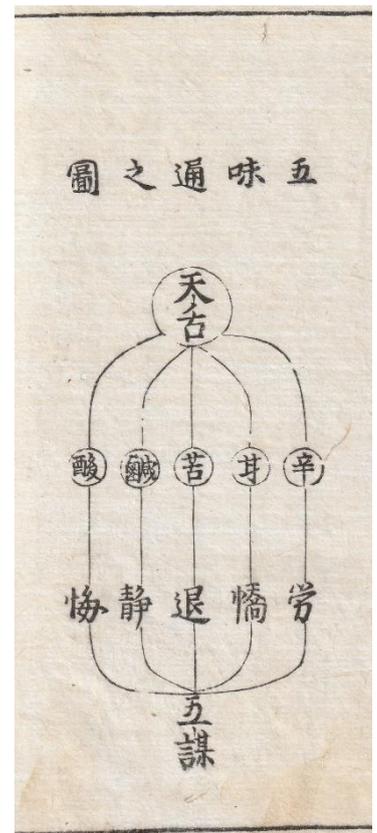
鼻香を嗅事天下の薰氣のごとし。其好悪を弁る事、明然として感

はざるを天鼻本心と名付。故に天と共に是を用て、其功用を達す。何ぞ彼の嗅氣に心を味さんや。是故に敵情(三十一才)を明に察して、其謀を覆す。若心鼻に暗き時は、好嗅に心をかたふけ、淫愛にしつむで、終道を乱。故に敵に転ぜられて、其軍終に敗らる。是を名付て妄心の凡下とす



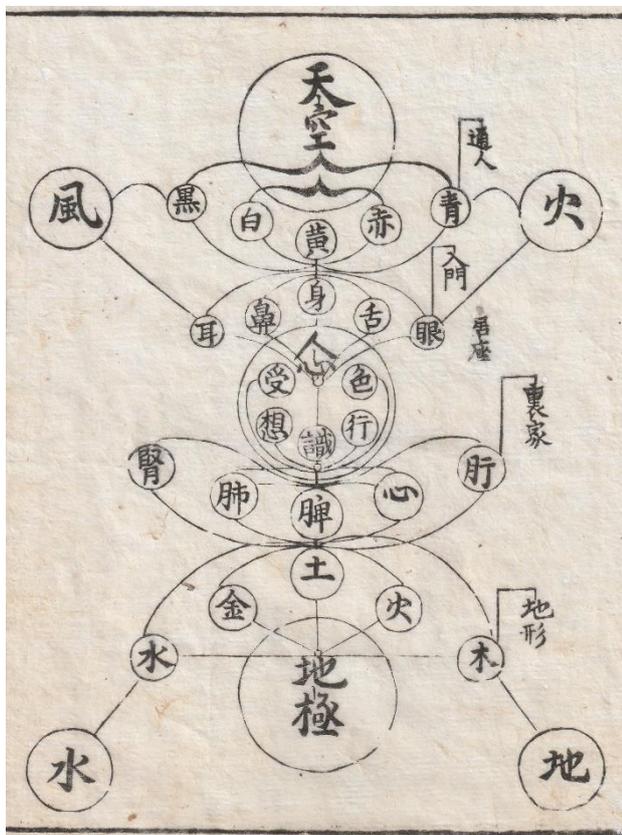
(三十一ウ)

舌に味を知事天下の五味のごとく食して、其命を養。凡五味は物に在て、全舌にあらざ。舌は元虚也。故に物に應じて其味を分て、好味に心惑さざるを本心天舌と名付。故に世と共に味を用て、常に生命を養。所以に食する事節を違す、妄に穀を費ず。故に国家に糧満て諸民安し。制せずして盜賊自生せず。いかにとなれば、盜賊は食の乏きより生るによつて也。故に敵終力を失て、戦事を得ず。是其味を知て下に施の故也。若心舌に暗則必味に惑ひ、食、命を養と云事を知す。常に美物を好て(三十二才)二時の食を節にせず、昼夜口中に食絶ずといへども心中に飽事なふして飢人のごとし。終是が為に病を生して、身命を亡す。是を妄心の餓鬼とす。故に敵に転ぜられて、其軍終に敗らる



(三十二ウ)

身触を知事天地の肌のごとく寒熱絹綿草衣を識得して、冬は寒を
防、夏は涼を要とす肌を隠。上古には衣は官老によつて是を
与。礼にあらざれば錦をば著ず、礼にあらざれば草衣をだも著ず。
是を本心天身と名付。故に世とともに是を用て、国家の寒暑を
補。伝聞殷紂王、日々に五種の衣をかへすが故に、近従の美女
守番の武士、遠国の諸士、天下の民悉美服を着する事、官礼
を破る。是を制せんと欲して多の人民を殺害せしむといへとも、
東より制(三十三才)する時は西より破て、剩天下を失。是
諸人よく伝聞所にあらずや。天身よく衣を着する時は、世もつて
是に応ず。故に敵の情を悟る事は、天身に在。若心身に暗き則は、
衣を着するの要を知らず。唯他人の詠見る為に是を着る。所以に
常に美服を好で、色に淫し、衣も分に勝て、官礼みだる。是によ
つて禄を費事身の分に過て家貧。家貧則却而心中欲情ふか
くしていやし。是を名付て妄心の凡下とす。故に敵に転ぜられ
て、其軍終に敗らる。凡此五つの物は、本源一つの妙心(三十三
ウ)の、明と暗とによる。五竅明なるときは、五道正し。五竅暗
きときは、五道みだる。古聖是をもつて、真人には心に五竅有と



(三十四ウ)

云り。然るを古今暗才の学士、聖人の臟腑に五竅有と説て、悪王
善人の腸を割し事有。是又真理をしらざる故也。爰を以今是を圖
して、世々万代に至るまで臟腑の五竅を眼前にあらはして、是を
見せしむ。見る人かならず一穴をもふさぐ事なかれ。みづからよ
く発開して、暗塞のものをして是をしらしめ給へ。五竅開(三十
四才)ときは、みえずといふところなし。きかずと云ところなし。
かるがゆへに、仁、義、礼、智、信、自そなはつて、修せずし
て是をなす。老子曰、為事なふして為すと云事なしといへるは
是也。若此理を会せずして、仁義を守らんと欲せば、日々心力つ
かれて、却て偏道たるべし。故にこの五道、天下の道を乱、天下
の道をおさむ。是をもつて方法の本源本心の一による。異国本朝
の良将誰か心暗き。大学曰、明德をあきらかにするに在と云り
(三十四ウ)

(三十五才)

凡万物の數五つを出ず故に色は五つに極り、味は五つに極、音は五つに極、人体異といへども是亦五つの内を出ず。天四方の中を分てより此理を漏事なし。故に道に五常有。兵法五を要とす。然といへども、五をみだり五を分ち、五をなす所の物は、天心の一による。天心とは人の本心是也。此をもつて軍用、敵の心を悟事明なる時は、是を全し、暗時は是を攻是戦すして勝負を知らぬ道也。故に良將の謀、微にして見事かたし。是をもつて此明心の一篇微妙広大にして、正しく陰謀の益有(三十五ウ)道也。つゝしまずんばあるべからず

第二治身

それ心を明にするは身をおさめん為也。身を治るの益は天の威を資なして、万民を養はんが為也。国王是を明了する時は、万物悉其恵を蒙らずと云事なし。臣、身を治る時は、主君を明了ならしめ、徳又天下におよぼす。下にこれを得則義によつて身を立、人を求て道徳を譲、後代の益を計て、天命に應じて終に世を去。故に道徳必其益を施すといふ事なし。見ずや孔子、自時に相給はずといへ共(三十六才)後代に是を教るの益、広々満々として其功今に在。実に能身を治るの徳かくのごとし。若上暗君なる時は、下悉暗し。其上を糺さずして下を糺さんと欲せば、法度日々に長じて諸人猶安き事を得じ。古人曰、己を正して人におよぼすは順也と云り。身を治る事を背て、制法を出して乱を治めんと欲するは、必本法にあらず。縦一事は且治るに似たりといへども、又却て自余に苦む道を生ず。故に上制は心より制す。中制は身より制す。下制は他人より制す。心より制する時は治る

(三十六ウ) 事終久し。身より制する時は禁々として始を保。心力疲て治る事久しからず。他人より制する時は殺罰間なふして、刑人多といへども五日にして破れ、十日にして乱。上下終安き事を得ず。伝聞夏桀王、身を治ざる制法是也。太公曰、聖人の

政は人に降るに心をもつてす、賢人の政は人に降るに體をもつてすと云。故に真制は君心を制す。君心正しき時臣直也。臣直なる時は万民安し。君は心、臣は身、兵は手、民は足也。いかなとなれば、心動て身を動し、手動て手を動し、手動て足動す。故(三十七終ウ)心と足とは始終の徳、體用の二儀也。足なへて身行ず、民疲て国王滅す。万物又此時に應じて悉害をうく。是故に上一人を始、下万民に至る迄、何ぞ天下太平の功を思はざるべけんや。忠を忠とし、孝を孝とし、義を義とし、礼を礼とする本元の学は、身を治るにしかず。大学曰、民を親にするに在と云云

平家物語評判秘伝抄卷第四之下終(三十七終ウ)

付記

本研究は、JSPS 科研費 23K00301 ならびに令和五年度大妻女子大学戦略的個人研究費 (N2305) の助成を受けたものである。主たる翻刻部分については、中世自主ゼミによる輪読の成果に基づき、小井土の責任の下に取りまとめたものである。

なお、本稿脱稿後に、『平家物語評判書集成』（森田貴之・樋口千紘・畠中愛美編著、汲古書院、二〇二四年二月二三日）が公刊された。本稿で参照本のひとつとしている東北大学附属図書館狩野文庫蔵本を底本として『平家物語評判秘伝抄』の全文が翻刻されている。ただし、本稿とは翻刻の方針に多少の相違があるようでもある。また本稿は、オンラインジャーナルにおけるデータによるテキスト公開の試みという目的もあるため、引き続き翻刻を継続することとする。今後は『平家物語評判書集成』も、大いに参照させていただくことになろう。

（受付日：二〇二四年二月二日、受理日：二〇二四年三月二七日）

小井土 守敏 (こいづ ともとし)

現職：大妻女子大学文学部日本文学科教授

筑波大学大学院博士課程文芸・言語研究科単位取得退学。

専門は中世軍記文学。

主な著書：『曾我物語 流布本』（武蔵野書院）、『流布本保元物語 平治物語』（共著、武蔵野書院）、『大妻文庫 曾我物語』上中下（共著、新典社）、『二松學舎大学附属図書館蔵奈良絵本保元物語 平治物語』（新典社）、『長門本平家物語』一～四（共著、勉誠出版）他

A Reprint of “*Heike-monogatari hyoban hiden shou*” (4)

Moritoshi KOIDO¹, Sakura KAKEI²

¹ Department of Japanese Language and Literature, Faculty of Humanities,
Otsuma Women’s University

12 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8357 Japan

² Graduate School of Literature, Doctoral Program (First Stage) Course in Japanese Literature,
Nishogakusha University

6-16 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8336 Japan

Key words : Heike Monogatari, Note, Reprint